府令

○内閣府令第十四号

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の二の二第一項及び第二項、第百八十六条第二項、第百九十三条の二第一項、第二百七十一条の二十一の三第一項、第二百九十条第一項第八号、第二百九十四条の四、第三百条第一項第五号及び第八号（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十条において準用する場合を含む。）、第三百一条各号、第三百一条の二各号、第三百三条並びに第三百四条並びに保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条の二及び第四十条の規定に基づき、並びに保険業法を実施するため、保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一編・第二編　略］	［第一編・第二編　同上］
第三編　保険募集	第三編　［同上］
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　保険募集人及び所属保険会社等	第二章　［同上］
第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の四）	第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の二）
第二節　［略］	第二節　［同上］
［第三章～第五章　略］	［第三章～第五章　同上］
［第四編・第五編　略］	［第四編・第五編　同上］
附則	附則
（人の重度の障害の状態）	（人の重度の障害の状態）
第一条の二の三　令第一条の六第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第一条の二の三**　令第一条の六第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）	（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）
第五十三条の三の三　保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八、第五十三条の十一第一項及び第五十三条の十三において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。	**第五十三条の三の三**　保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一第一項において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。